

第4次小浜市行政改革大綱

《市民とともに進めるスリムで効率的な行政運営の実現》

平成18年2月

小浜市行政改革推進本部

第4次 小浜市行政改革大綱 目次

行政改革への取り組みに向けて	1
行政改革の必要性	2
基本理念	2
目標および視点	2
行政改革の推進	3
行政の自己改革	4
1 小さな行政への転換	4
1) 民営化等の推進	4
2) 外郭団体等の見直し	5
3) 広域的な行政体制の整備	5
2 健全財政の確立	5
1) 将来を見据えた適正な財政計画の確立	5
2) 予算編成システムの再構築	6
3) 財政運営の適正化の推進	6
財政運営の効率的執行	6
引き続き内部経費削減の徹底	6
4) 三位一体の改革に向けた財源の確保	6
自主財源の確保	6
特定財源の確保	6
税外収入の確保	7
5) 受益と負担の適正化	7
使用料、手数料、負担金等の適正化	7
補助金および負担金の見直し	7
3 行政機構の整備	7
1) 人事システムの強化と組織づくり	7
組織機構の見直し	7
定員管理の適正化	8
人事評価制度の構築	8
職場内の男女共同参画の実現	8
2) 健全な行政運営の推進	8
事務執行の効率化	8
電子自治体の推進	8
施策の適正な選択	8
環境保護の推進	9
3) 人材育成と職員の意識改革	9
人材育成	9
職員の意識改革	9

市民と協働したまちづくり	10
1 開かれた市政の推進	10
1) 公正で透明な市政の確保	10
市からの情報提供の充実	10
パブリックコメント制度の充実	10
契約制度の改善	10
2) 信頼性の確保	11
2 市民とともに歩む行政運営	11
1) 市民とのパートナーシップの確立	11
居住地域内交流の充実	11
ボランティア活動の育成・支援	11
居住外国人支援	12
2) 市民参加の促進	12
市民参加の拡充	12
3) 行政サービスの向上	12
窓口接遇の充実	12
サービス提供時間の充実	12
.用語説明	13

行政改革への取り組みに向けて

本市は、昭和60年3月に第1次行政改革大綱を策定し、その後平成8年3月に第2次、平成13年3月に第3次行政改革大綱を策定し、事務事業の見直し、組織機構の簡素効率化、職員定数の適正管理、民間委託の推進など、行財政健全化のための行政改革に取り組んでまいりました。

この間、少子化の進行、高齢社会の到来、環境問題の深刻化、国際化・情報化の一層の進展、市民の価値観の多様化など、社会経済情勢が急激に大きく変化し、新たな行政課題への対応が求められています。

また、地方分権が進み、地方公共団体への権限委譲が行われ、地方公共団体の自主性、自立性が高められるとともに、自己決定・自己責任の原則に基づいた自治体運営が求められるなど、地方自治は新たな変革の時代を迎えています。

このような中、本市においては、第4次小浜市総合計画に掲げている将来像「心やすらぐ 美食の郷 みけつくに 御食国若狭おばま」の実現のため、本市に住む人が心やすらぐ生活環境の整備、訪れる人の心をいやし、やすらぐ環境をつくるという基本施策を市民とともに推進し、活力に満ちたまちづくりに全力で取り組んでいます。

しかしながら、現下の厳しい社会経済状況にあって、本市における財政状況は、今後なお一層の厳しさが想定されることから、身の丈にあった財政の運営に心掛け、時代の変化に即応できる行政改革を継続的に推進しつつ、小浜市行政改革懇談会やパブリックコメント等をはじめとする市民の意見を反映した、市民本位の行政改革に全庁を挙げて取り組んでいきます。

. 行政改革の必要性

環境問題や少子化の進行、高齢社会の到来、市民ニーズの高度化・多様な社会経済情勢の変化により、分権型社会システムへの転換が求められており、本市においては、市民との密接なパートナーシップを構築しながら簡素で効率的な行政運営システムを確立し、新たな課題に的確に対応できる、質の高い市民サービスを提供するため努力しています。

一方、本市の財政状況は、自主財源の根幹をなす市税収入の増加が期待できない中であって、三位一体の改革による地方交付税の減額、高齢化の進展等に伴う新たな財政需要の増加や義務的経費の増加に伴い、大幅な財源不足が予想されます。

このようなことから、将来にわたり安定し、充実した自治体経営を図るため、これまで以上に行財政全般にわたる見直しを行い、国からの新たな指針も踏まえ、よりいっそう市民本位の行政改革を推進する必要があります。

. 基本理念

本市が目指す「心やすらぐ 美食の郷 みけつくに 御食国若狭おばま」の実現のため、市民と行政のゆるぎないパートナーシップのもと、地方分権時代にふさわしい行政システムの構築を目指し、「市民とともに進めるスリムで効率的な行政運営の実現」を基本理念とします。

. 目標および視点

(1) 目 標

本市においては、常に新たな課題に対応しながら、より一層の市民サービスの向上を目指し、行政改革に取り組んでいますが、市民の行政ニーズは多種多様であり、これらの市民の期待に応えられる地域社会を築き上げる必要があります。

市民本位の行政を実現するには、更なる市民との協働による行政運営が不可欠であります。

行政の自己改革としては、引き続き、行政組織運営全般について PDCA サイクル^(*)に基づき不断の点検を行い、市民の視点で簡素で効率的な行政システムの構築を目指します。

(2) 視 点

目標の実現に向け、次の視点のもとに改革を推進します。

効率的な行政システムの構築

最少の経費で最大の市民サービスを提供するという基本原則のもと、サービス精神と企業的経営感覚に基づいた行政運営を推進します。

市民との協働による行政運営の推進

地方分権の推進による地方公共団体の自己決定権は拡充されてきており、市民要望を的確に把握するとともに、市民参画を図り、時代の変化に対応し得る行政運営を推進します。

地方公共団体の自己責任と職員の意識改革

地方公共団体が判断し自己決定する事項が拡大していることから、国の動向や先進地事例等の情報収集を行いながら、先を見据えた政策形成能力を身に付ける必要があります。

職員全員が自らの問題として行政改革に取り組むよう、更なる職員の意識改革を推進します。

. 行政改革の推進

- 1 この大綱による実施は、平成18年度～平成22年度までの5年間とし、小浜市行政改革懇談会の意見を尊重し、小浜市行政改革推進本部において決定のうえ推進するとともに、行政改革懇談会に定期的に改善状況等を報告し、市民の理解と協力のもとに実施します。
- 2 本大綱を受け、その目標を明確にするため、できる限り数値目標を設定し、取組事項に係る詳細計画やスケジュール等を明らかにする「集中改革プランおよび実施計画」を別途に作成し、実施・運用・検証にあたっては各部各担当課が連携を図りながら改革に積極的に取り組みます。
- 3 時代の変化に対応するため、「大綱」および「集中改革プランおよび実施計画」については手順、時期等を検討したうえで検証を行い、見直しを行います。

.行政の自己改革

《基本的な考え方》

これまで本市は、最少の経費で最大の効果の実現を図るため、事務事業の見直し、職員数の削減、補助金の見直し、経常経費の削減、民間委託の推進等、市民との協働のもと実施してきたところです。

今後とも常に費用と効果を検証し、地方分権時代にふさわしい、将来に残すべき行政システムの構築を目指します。

1.小さな行政への転換

広範囲にわたる事務事業を効果的に推進していくためには、行政の守備範囲を見直す必要があります。すなわち、市民・事業者・市民活動団体等と行政との関係、役割、責任について見直し、行政が行うべき分野はどこまでかを明確にし、公と民の役割分担を再構築することです。

また、民間の技術や能力等を十分に活用していくことも必要とされており、この活用は経済効果や市民サービスの向上という視点からも重要であるため、事務事業を幅広く活用の対象として更なる検討を進め、行政責任を十分考慮しながら、適正な管理監督のもと、計画的に外部委託を推進するとともに、民営化、PFI(*2)、指定管理者制度(*3)、NPO(*4)等を積極的に活用し、将来的には、ISO9001(*5)等の企業的経営感覚を視野に入れ、小さな行政への転換を目指します。

1) 民営化等の推進

仕事の量や質の変化に対し、スピーディーできめ細かな行政サービスを提供していくため、民間の技術や能力等を十分に活用していくことが必要とされており、市民サービスの向上を基本に、公民のコスト比較も加えながら、各部、各課が連携を図り、民営化やアウトソーシング、指定管理者制度、PFI等の活用を積極的に推進します。

(主要取組事項)

- 民営化できる事業の洗出し、推進
- 積極的な民間委託の推進および施設の統廃合
- 指定管理者制度の活用
- 適切なPFI手法の導入検討

2) 外郭団体等の見直し

市と団体との役割分担の明確化を図り、団体の自主的運営の確保、市職員の派遣のあり方、団体の活性化・効率化に向けた取り組みを推進します。

(主要取組事項)

- 外郭団体等の自主的運営の促進

3) 広域的な行政体制の整備

日常生活圏の拡大や高度化・多様化する市民ニーズに対応した、魅力ある広域圏の形成とそれによる行政コストの削減を図り、効率のよい自治体を目指す必要があります。

広域的な共通の課題に対しては、近隣市町村間の連携のもと、それぞれの地域の特性に応じて役割を分担化し、課題に対応できるよう広域行政組織の強化に努めます。

また、市町村合併による効率的な行政運営について、検討を行います。

(主要取組事項)

- 廃棄物処理の広域化
- 広域行政課題の洗出し、検討、実施

2. 健全財政の確立

本市は、厳しい財政状況にあって、限られた財源を的確に配分しながら、市民の暮らしを将来にわたって支え続ける財政力を蓄えていくことが必要であり、そのためには、引き続き、経常収支比率・公債費比率などの重要な財政指数の動向に着目しながら、徹底した事務事業評価を行い、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費を抑え、真に必要な行政サービスに対応できるよう財政基盤の強化に努め、長期的な展望に立った効率的な財政運営を行います。

1) 将来を見据えた適正な財政計画の確立

限られた財源を効率的かつ効果的に配分し、健全な財政運営を計画的に行うため、中長期的な社会経済の動向を展望した財政計画の確立に努めます。

(主要取組事項)

- 適正な中長期的財政計画の策定と健全財政の運営
- 徹底した財政情報の公開

2) 予算編成システムの再構築

効率的・効果的な行財政運営に努めるため、事務事業評価による成果主義を導入した予算編成を実施します。

(主要取組事項)

- 評価結果を反映した予算編成制度

3) 財政運営の適正化の推進

経営的視点による公営企業等の健全性を確保するとともに、内部管理経費の削減や公共工事コストの縮減を図り、財政運営の効率的執行に努めます。

財政運営の効率的執行

(主要取組事項)

- 公共工事のコスト縮減
- 一般会計からの繰出金の適正化
- バランスシート(*6)の作成、公表の継続
- 地方公営企業の経営健全化
- 第三セクターの経営健全化
- 地方公社の経営健全化・抜本的見直し

引き続き内部経費削減の徹底

(主要取組事項)

- 経常経費削減の継続

4) 三位一体の改革に向けた財源の確保

三位一体改革による地方交付税等の財源について、先行きの不透明感があり、今後とも厳しい財政状況が続くと見込まれる中で、工夫を凝らして自主財源等の確保に努めます。

自主財源の確保

(主要取組事項)

- 徴収率の向上
- 新規雇用による税収等の拡大

特定財源の確保

(主要取組事項)

- 補助事業の積極的な利用

- 税外収入の確保
(主要取組事項)
- 未利用地の積極的な処分

5) 受益と負担の適正化

市民負担の公平性の観点から、市民への説明責任を果たし受益と負担の適正化に努めます。

- 使用料、手数料、負担金等の適正化
(主要取組事項)
- 家庭ゴミ処理有料化の実施検討
 - 5年以上改定のない手数料等の見直し

- 補助金および負担金の見直し
(主要取組事項)
- 育成補助から事業補助の転換
 - 小浜病院等の一部事務組合の負担金の見直し

3. 行政機構の整備

効率的で効果的な行政執行体制を確立するため、行政機構の見直しや職員数の削減、職員の資質向上、庁内のO A化を進めてきました。

しかしながら、様々な住民ニーズへの迅速な対応や、スピーディーな意思決定・対応の観点から、簡素化されたフラットな組織編制となるよう更なる見直しが求められています。

定員管理にあたっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、事務・事業の統合や事務の集約化を図り、計画的な組織の合理化、一層の定員管理の適正化に努める必要があります。

1) 人事システムの強化と組織づくり

行政の総合性、計画性が発揮できる推進体制を確立するとともに、市民ニーズの多様化等に迅速に対応できる効率的組織機構の整備に努めます。

また、業務量等に見合った適正な職員配置に努めるとともに、定員管理の適正化や職員育成型の人事管理を推進するため、職員の能力、成果等を適切に反映できる人事評価システムの充実やそれに対応した給与制度の見直しを進めます。

- 組織機構の見直し
(主要取組事項)
- 組織機構の再編、整理
 - プロジェクトチームの充実

定員管理の適正化

定員適正化計画を実践し、定員の適正化を図ります。

(主要取組事項)

- 職員数の適正化
- 給与等の適正化
- 特殊勤務手当の適正化
- 互助会（職員共済会）への公費負担割合の引下げ

人事評価制度の構築

(主要取組事項)

- 目標管理的手法を核とした人事評価制度の構築

職場内の男女共同参画の実現

(主要取組事項)

- 職場内の男女共同参画の実現

2) 健全な行政運営の推進

長期的に財政需要の増加が見込まれる中、限られた資源を基に、行政水準の維持・向上を図りつつ、施策を効果的に展開するには、新たな着眼点から施策の重点化や再構築が必要です。

従来の方法を根本から見直し、NPM(*7)に基づいた改革を推進し、時代変化への対応や民間との役割分担を踏まえ、施策の実効性、費用と効果、受益と負担の公平性等を重視した行政運営を進めます。

事務執行の効率化

(主要取組事項)

- 事務の一元化、集中化
- 会議の運営方法の効率化、活性化

電子自治体の推進

電子自治体の推進については、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、行政手続のオンライン化の推進、行政基本台帳ネットワークシステム、総合行政ネットワーク LGWAN(*8)等を利用した電子自治体の推進を図ります。

(主要取組事項)

- 電子決裁および公文書管理システムの導入の検討
- 庁内情報の管理適正化

施策の適正な選択

(主要取組事項)

- 事務事業評価制度の強化
- 中長期ビジョンの策定、公表

環境保護の推進

(主要取組事項)

- 環境基本条例による環境作りを推進
- 公用車に低公害車や軽自動車導入推進
- EA21(*9)の導入検討
- 庁内リサイクルシステムの推進

3) 人材育成と職員の意識改革

行政改革を真に実効性のあるものとするためには、行政システム等の改革に合わせて、これらを支える職員が自らの使命感をもって、積極果敢に自らの仕事を改革していく意識を持つことが大切です。

そのため、全体の奉仕者という意識を常に持ち、市民の立場で物事を考え、創造的な業務改革が必要です。

また、自治体も1つの企業であるとの認識のもと、コスト意識の徹底、人事評価システムや組織管理等との連携を図り、職員一人ひとりが問題意識をもって業務に取り組む職場づくりに努めます。

人材育成

(主要取組事項)

- 人材育成基本方針の策定
- 職員として必要な知識の習得
- 各階層に必要な能力
- 他団体への派遣研修
- 自己啓発の促進

職員の意識改革

(主要取組事項)

- 職場内研修の充実
- 目的意識、コスト意識の高揚

市民と協働したまちづくり

《基本的な考え方》

地方分権の時代における行政運営にあたっては、市民や地域社会の実情を的確に把握して、これまで以上に市民との連携・協働が重視されるとともに、行政の責任と市民の責任との役割分担が必要となります。

現在、市が直面する課題に適切に対応していくには、行政だけで解決することは困難であり、地域の力は無くてはならないものになっています。

そのためには、住民自治の原点に立ち返り、市民が主体的にまちづくりに参画するとともに、行政も効率化や合理化の視点に加え、自治・分権の視点から既存システムを再構築し、新しい時代に対応した行政システムの確立を図ります。

1.開かれた市政の推進

地方分権時代に相応した公正で開かれた行政を運営するには、情報公開条例や個人情報保護条例等を遵守し、広報紙や公式ホームページ、CATV等を活用した積極的な情報公開を行い、提供する情報については、市民に分かりやすい内容として公表し、公正の確保および透明性のより一層の向上に努めます。

1) 公正で透明な市政の確保

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、住民等への説明責任を果たし、公正の確保と透明性の向上を図ります。

市からの情報提供の充実

(主要取組事項)

- 市政広報および各課からの情報提供の充実
- 公式ホームページの充実
- 市民に密着した情報提供の体制づくり

パブリックコメント制度の充実

政策決定過程における公正性の確保と透明性の向上を図るため、パブリックコメント制度の充実を図ります。

(主要取組事項)

- パブリックコメントの充実、強化

契約制度の改善

入札・契約適正化法の施行実施による効果の検証および一般競

争入札の導入や公共工物品質確保促進法施行に伴う、総合評価方式導入について検討していきます。

(主要取組事項)

- 入札制度の検討
- C A L S / E C (*10) 導入検討

2) 信頼性の確保

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、行政執行の透明性の向上を図ることが一層求められており、議会や監査委員等による監視機能等を充実し、信頼性の確保に努めます。

(主要取組事項)

- 個人情報保護制度の運用の徹底
- 事務事業評価の公表

2. 市民とともに歩む行政運営

市民の行政参加に対する意識やニーズが高度化・多様化する中、本来の市民参加を実現していくためには、市民と行政が密接に連携を図り、お互いの知恵を出し合い、よりよい関係を保ちながら行政運営を一層推進していく必要があります。

1) 市民とのパートナーシップの確立

行政は積極的に情報の公開を行い、説明責任を果たすとともに市民も自分たちでやれることは自分たちでやるという住民自治の原点に戻り、市民参加・市民参画をさらに進め、市民、行政がそれぞれの役割に応じて協働によりまちづくりを推進していきます。

居住地域内交流の充実

(主要取組事項)

- 地域まちづくり事業の自主運営への支援
- 地域公園等施設の地域活用管理の促進

ボランティア活動の育成・支援

(主要取組事項)

- 各組織の自主自立への支援
- NPO組織の活用
- NPO組織の支援

居住外国人支援

(主要取組事項)

- 居住外国人の支援、充実

2) 市民参加の促進

市民の自治意識の高まりのもと、まちづくりへの積極的な参加を促進していくため、施策に市民の意見を反映させるパブリック・コメント制度等の充実や市民への情報提供機能の強化等、市民と行政が協働して施策の実現を図るため、市民が市政に参加しやすい環境づくりに努めると共に、市民主体のまちづくりへの意識啓発を推進します。

市民参加の拡充

(主要取組事項)

- 審議会委員会等公募制度の充実
- 出前講座の推進

3) 行政サービスの向上

行政に対する市民の評価は、窓口等の現場における職員の対応に左右される面が大きいことから、職員の接遇マナーの更なる改善に努めます。

また、単一サービスから複合サービスへと制度や職員の意識の改革を図り、市民の満足度が向上する取り組みを積極的に推進します。

窓口接遇の充実

(主要取組事項)

- マナーアップ運動の推進

サービス提供時間の充実

(主要取組事項)

- 公共施設の利用時間、休館日の見直し

用語説明

PDCA サイクル

プロジェクトの実行に際し、「計画をたて(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)にもとづいて改善(Action)を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み(考え方)のことです。

PFI(Private Finance Initiative、民間資金活用法)

民間の資金や技術、経営ノウハウを活用して、道路や公園、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の社会資本整備を進める行政手法のことです。

指定管理者制度

公の施設の管理運営主体について、公共性の確保の観点から地方自治法により公共的団体等に限られていましたが、同法の改正により平成15年9月2日から市が指定する民間事業者を含めた法人などに管理運営を委ねられるようになりました。この制度は民間の有するノウハウを活用し、サービスの向上と経費の削減を目的としております。

NPO(Non Profit Organization、民間非営利団体)

民間非営利団体のことですが、この場合は、市民が行う自由なボランティア活動や社会貢献活動を実施する団体を指します。(社会貢献活動とは、営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的として自主的な意志に基づいて行われる活動のことです。)

ISO9001

品質管理および品質保証のための国際標準モデルとしてISO(国際標準化機構)によって制定された品質マネジメントシステムで、顧客満足度の提供、改善活動の継続を実施することにより、社会的信用の維持と共に競争力の向上が図られるものです。

バランスシート(Balance Sheet、貸借対照表)

財政状況を現金のやりとりだけでなく、資産、負債、資本により財政状態を明らかにするものです。

NPM(New Public Management、ニュー・パブリック・マネージメント)

市に経営的手法を導入し、効率化や活性化を目指す公共経営の考え方です。

LGWAN(Local Government Wide Area Network)

LGWAN は地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークです。

EA21(エコアクション21)

中小企業版 ISO14000とも呼ばれ、国内700万のありとあらゆる事業所を対象として「各事業所が自主的に環境との関わりに気づき、目標を持ち、行動する」ため環境省が策定したシステムです。

CALS/EC

「公共事業支援統合情報システム」の略称であり、従来は紙で交換されていた情報を電子化するとともに、ネットワークを活用して、公共事業に関連する多くのデータベースとして使える環境を創出する取り組みです。